



# 開催にあたって

明治2年、酒田民生局長西岡周頌<sup>しゅうせき</sup>によって酒田ではじめての公立学校「学而館」が天正寺に創設されました。しかしながらこの学而館も、学校規則が改正されるといことでわずか1年5ヶ月で廃校になっています。

明治5年には学制が配布され、酒田では鶴渡川原村山内成善宅に鶴川学校、天正寺に天正学校など、明治7年から8年にかけて多くの学校が誕生しました。

そして、明治12年には今までの寺院や有志による小規模な学校を合併して、当時県内でも最大規模の琢成学校が開校しました。

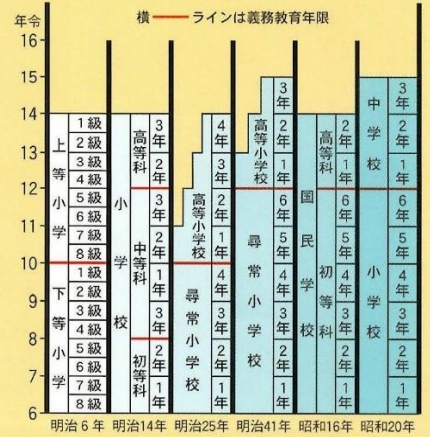
校名は三条実美が礼記の「玉不琢不成器。人不学不成行。」より選んでおります。

今回の企画展では、明治初期の学校の様子、酒田の学校の変遷、教育の歩み、そして、明治、大正期の指導内容やその当時使われていた教材教具等を紹介していきます。

資料提供いただいた関係各位に感謝申し上げます。

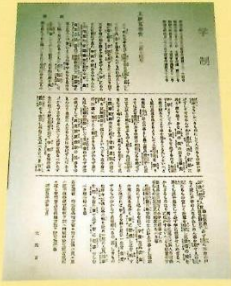
# 学校制度の変化

明治5年	1872	学制発布。全国を8大学区、1大学区を32中学区、1中学区を210小学区とする。小学校は上低下等各4カ年、中学校は上級下級各3カ年の修業年限とする。酒田は第7大学区（本部は新潟）、明治6年7大学区に改正。
明治8年	1875	学齢を満6歳から満14歳までと定める。
明治12年	1879	学制を廃止し、教育令を公布。学区制を廃止して、各市町村に小学校の設立義務を負わせる。
明治19年	1886	小学校令、中学校令を公布。小学校を尋常科と高等科に分ける。また、修業年限を各4カ年とし、尋常科4年を国民の義務とする。
明治23年	1890	小学校令を公布。市町村制に即して、郡に郡視学、市町村には学務委員を設ける。
明治27年	1894	高等学校令公布。
明治33年	1900	小学校令を全面改正。尋常小学校を4年に統一する。授業料は徴収せず。
明治36年	1903	国定教科書制度を採用。
明治40年	1907	小学校令改正。義務教育年限を6年に延長、高等小学校を2年もしくは3年制とする。
昭和16年	1941	国民学校令を公布。教科を国民科、理科、体育科、芸術科に統合する。
昭和19年	1944	国民学校令など戦時特例を公布。義務年齢を満12歳まで引き下げる。
昭和22年	1947	教育基本法、学校教育法を公布（6・3・3・4制）



# 明治の頃の学校

●学校教育のはじまり  
明治5年に公布された「学制」は、国民教育の基盤を築くための重要な法令であった。この学制により、全国に小学校が設立され、義務教育が開始された。酒田でも、この学制に基づいて、鶴川学校や天正学校などが誕生した。



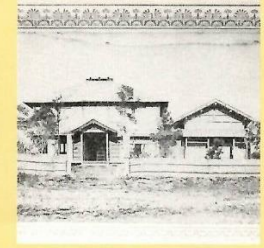
▲学制



▲酒田縣小学校則



▲誠信学校(北平田小前身)



▲関学校(東平田小前身)



▲小川宮子筆短冊  
個人蔵



▲辞令  
個人蔵



▲亀ヶ崎尋常高等小学校



▲授業料領収簿  
個人蔵



▲学習證書



▲賞状

▲学校教育のはじまり



▲学校体操運動図

# 教科書のうつりかわり

●国定教科書の変遷(国語読本を中心に)

年代	教科書	特徴
I 明治初期	イイイイ	●啓蒙・開花主義のころ最後の明治精神 ●口語文中心、標準語をきめ、発音字から
II 明治中期	ハニシ	●道徳教材の急激な増加 ●単語からの学習
III 明治後期	ハニシ	●大正デモクラシー時代 ●児童中心主義と国家主義の2面性をもつ ●童話の世界と道徳主義が併行
IV 大正中期	ハニシ	●明るい色刷りてきし絵も多い ●児童の生活と心理の重視 ●情実豊かな文庫中心でもっとも文芸的 ●国語教材の増加
V 昭和初期	ハニシ	●太平洋戦争が始まり、戦時的教材が多い ●物資不足による紙質・印刷の低下
VI 昭和中期	ハニシ	●民主主義・国際主義 ●市民生活を教材にし、生活言語が中心 ●「重宝」教科書 ●折りたたみ式の「監定教科書」

▲国定教科書の変遷



▲明治期

▲大正期



▲昭和初期

▲修身の教科書

# 昭和初期の授業風景



▲山形県立博物館教育資料館蔵



▼石板



▲オルガン



▲タラストーブ



▲昭和初期国語読本



石炭入れ